

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年二月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 幸手久喜線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市吉羽二丁目二九番四地先から 同市吉羽二丁目六番三地先まで		区  間
二一・〇〇 一八・〇〇 〇〇	一五・四九 一二・四八 〇〇	敷地の幅員 (メートル)
三七六・〇〇		延長 (メートル)
歩道整備工事である。		備  考